

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則の改正概要について

千葉県健康福祉部衛生指導課

1 趣旨

令和6年4月1日に施行された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号）により、食品衛生法施行細則において引用する「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）」の題名が「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に改正された。

このことを受け、食品衛生法施行細則に関し、所要の規定の整理を行った。

2 改正内容

食品衛生法施行細則第1条中「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に改めた。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。